富山県迷惑行為等防止条例の改正内容

第3条　卑わいな行為の禁止

のぞき見・盗撮行為の規制場所の拡充

　これまで、「のぞき見」は、公共の場所・乗物において、「盗撮」は、公共の場所・乗物や学校、会社等の準公共の場所等において規制されていました。今回の改正により、その規制場所の制限がなくなり、県内全ての場所・乗物で禁止されます。

「**のぞき見**」…衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見すること。
　　浴室やトイレ等、衣服を脱ぎ着するような場所にいる人の姿態をのぞき見すること。
「**盗　　撮**」…衣服等で覆われている人の身体又は下着をカメラ等で撮影すること。
　　浴室やトイレ等、衣服を脱ぎ着するような場所にいる人の姿態をカメラ等で撮影すること。

違反した場合は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金になります。
（常習として違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金）

第9条　不当な客引行為等の禁止

悪質な客引き行為等に対する規制を強化

1　規制対象業種の追加

　これまでの性風俗店に加え、キャバクラ等の接待飲食営業、風俗案内所及び深夜マッサージ店等を仮装した性風俗店を追加します。

違反した場合は、50万円以下の罰金または拘留になります。
（常習として違反した場合は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金）

2　規制行為の追加

■客引きをさせる行為

　客引き等を指示した者に対する規制を新たに規定します。

違反した場合は、100万円以下の罰金になります。
（常習として違反した場合は、6月以下の懲役または100万円以下の罰金）

■指定地域における客待ち行為 ▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶

　富山県公安委員会規則で定める地域内（指定地域）において、客引きをする目的で、路上でうろついたりして相手方を待つこと（客待ち行為）を規制します。

　警察官による中止命令後、最初の午前6時までの間に、再度違反した場合は、中止命令違反として罰せられます。

指定地域

【富山市桜木町地域】
- ●桜木町
- ●総曲輪一丁目
- ●本町7番～11番

中止命令に違反した場合は、20万円以下の罰金または拘留になります。

3　両罰規定の追加（第15条）

　「客引き行為」「客引きをさせる行為」「客待ち行為に対する中止命令違反」に関する両罰規定を追加します。

富山県警察 安全情報ネット

身近な地域安全情報をメールで配信します！
■子ども・女性の安全に関わる情報
■犯罪発生（検挙）情報　■その他の情報

登録方法はこちら▶